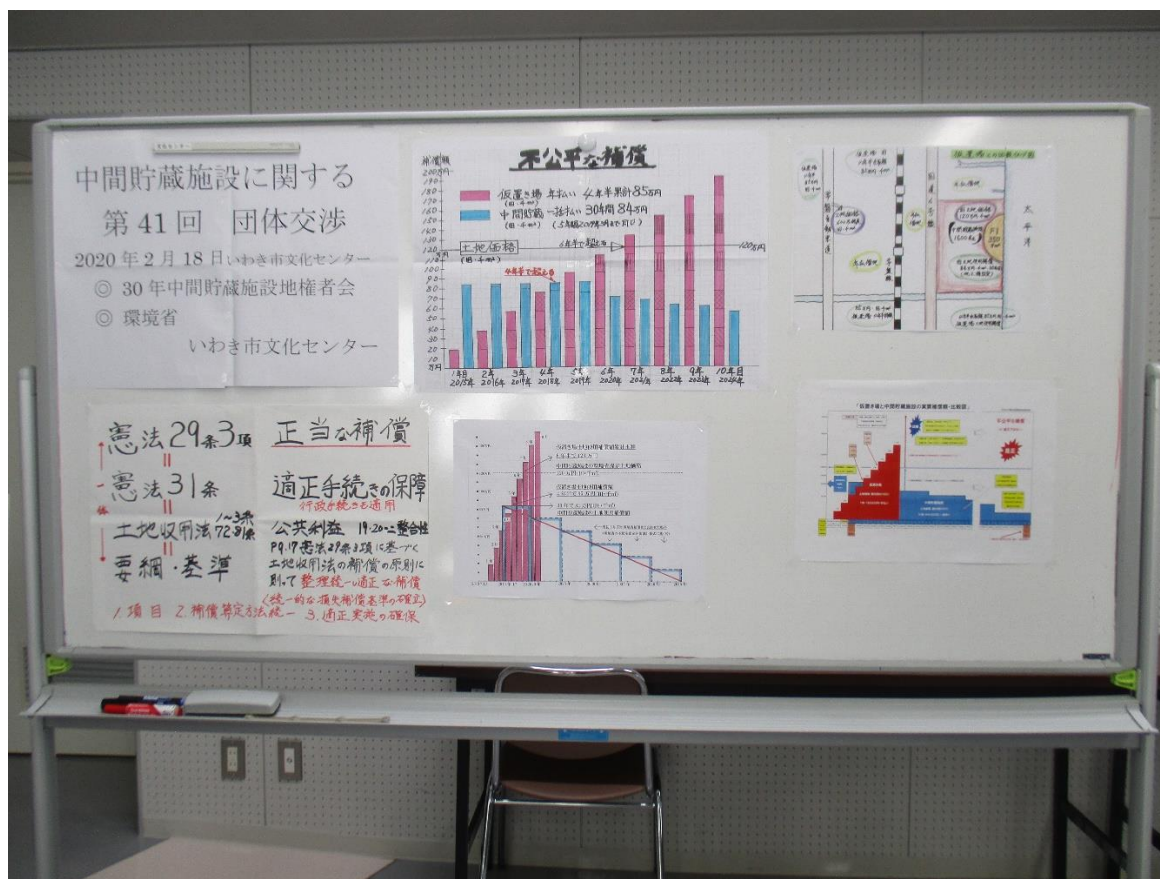


【第41回環境省との団体交渉報告書】

1. 実施日 2020年2月18日 13時から15時40分(2時間40分)いわき市文化センター1階大講義室にて
2. 実施者 当会 門馬会長 作本副会長 門馬顧問
環境省 栗田用地審査課長 横山用地補償課長 三田室長 悪原室長補佐
3. 配布資料 当会 第41回環境省との団体交渉時配布資料「環境省から終了後回収済」
環境省 4月からの地上権補償の引き下げ説明資料「別添資料の通り」
4. 交渉時掲示板



5. 交渉内容「録音録画による」「丁寧敬語等省略」「話し言葉一部変更」「*・書後日記載」「()書補足」
会長：第41回団体交渉を開始する。配布資料(P8)により進める。内容に誤りがあれば言ってほしい。

あと交渉は要綱解説本の内容を双方で確認しながら進める。

栗田：環境省の地上権補償の見直しの資料は配布の通り。

会長：同資料の説明はくどく長いので、(要点)結論だけで進めるべき。

栗田：地上権補償は毎年段階的に下がる。

会長：当会の配布資料(以下資料と記す)P1 次第の内容説明「環境省から誤りの指摘・反論無」

配布資料 P1. 「用地補償の土地価格」

会長：常磐自動車の事例採用による土地価格の見直しを継続して申し入れる。

また、「仮置き場補償田・年 189000 円を基準細則11の利回り6%で割り戻すと土地価格は 315 万円となる」

栗田：常磐自動車道の事例採用は従前回答の通り「拒否」する。

会長：前回交渉でも回答がなかった「仮置き場補償から割り戻した土地価格 315 万円の回答をお願いする。

栗田：……無言。

三田：基本的に中間貯蔵の事業前提が異なる立場だ。何度も話したが、地上権と売買・買収で、2者択一、最大30年の長期に亘る安定的な施設が必要という事で、地権者に選択肢を提示する形でやらせて頂いている処で、そう言った事で仮置き場と事業前提が異なるので比較はできない。

顧問：なぜ、比較ができないのか。具体的に話をしてほしい。

三田：中間貯蔵施設事業は地上権と売買これを両方地権者はどちらでも選択できる。それを地権者にとって売買と地上権の選択肢がある中で、我々として公平・公正の原理がある中で「顧問：なぜ公平・公正か、その意味が分からない」売買が「顧問：何故か」説明させて「顧問：具体的に分かり易く説明して」売買する場合に100%の土地価格を補償すると「顧問：先祖代々の土地の補償は正当な補償の説明が必要だ」

横山：はい、貴重な土地をご提供頂いていることに…。「顧問：キチンと説明してほしい」「会長：説明して」

三田：売買の補償価格が100%だとした場合、地上権は最大30年間で土地を返還する契約になるので、その場合売買の補償よりも土地が返ってくる地上権補償がより多い、土地が返ってきて補償額も多いというのは不公平だと考えている。「顧問：それは環境省の勝手な考えだ」その選択肢を売買か地上権かと選べる中で、それは売買の契約をした方にとって不公平だと考えている。それが事業の前提としてあり、最長30年間安定的に土地を取得するという事で長期間、(契約)更新でなくて、ずっとその間は用地を使わせて頂く事が必要なので、そういった特殊性が仮置き場とは異なる。「会長：よいか」はい。「顧問：終わりか」端的に言うと。

顧問：環境省にだけ都合の良い勝手な話なので、団体交渉が徒に41回にもなっている。

会長：冒頭話した仮置き場地代補償額18,9万円から6%で割り戻した土地価格315万円の説明は全くない。

もう1つ問うが、共に土地収用法3条27号の2の対象事業「栗田：その通り」である中間貯蔵は修正率で土地価格は50%だが、仮置き場・仮設焼却場は100%で算定しているのは何故か。

論理は矛盾し破綻しているが、三田氏の話は当会が確認済みの各専門家とは全く違うので説明してほしい。

横山：土地価格の算定は不動産鑑定士に意見を求めてその金額を出しているけど、その算定の中に原発事故等格差修正率を加味して算定しているのが中間貯蔵事業である。これは環境省がこの修正率を適用しろと言ったのではなく、当時の東北地区用対連の決められたルールに則って算定されている。

会長：環境省が言った訳ではないと不動研の不動産鑑定士だが、仮置き場は鑑定士を付けなかったのか。

横山：三田の言った通りで仮置き場とは事業前提が違うので比較できないと考えている。

会長：比較できないから、これだけの補償の格差が出てもいいのだということか。

横山：いいか悪いかもお話しできないということだ。

会長：皆さん(環境省)はいいか悪いかも話(説明)できない事業をしているのか。三田氏どうか。

三田：いや、仮置き場は仮置き場で(環境省内の)別の課が適切にやっていると思うが、…。

会長：それは環境省としてやっているのだから、これはこの課(中間貯蔵)、あちら(仮置き場等)は別の課で、それは知らないという考えでこの場に来てはダメだ。三田氏も3回目の交渉の場であり大変失礼だ。

三田：そういう意味ではそれぞれ適切にやっている。

顧問：他の課がやっているから知らないというような話ばかりをあなた方はするから不信感が増すのだ。

三田：すみません。「会長：今の発言は訂正してほしい。訂正するか」「顧問：貴方はいい訳ばかりだ」

三田：丁寧に説明しようと思って「顧問：言い訳ばかりで憤る」

会長：H26(27)年は不動研で29年と仮置き場は福島県鑑定士協会の鑑定士が算定している。福島県の鑑定士はこの問いに答えられなかった。「理屈が成り立たないので勘弁してください」基本的に根本的に矛盾を

抱えている。これは憲法 29 条 3 項の正当な補償がある。「栗田：ある」憲法 31 条違反は初めて出したが同条分かるか。「環境省全員：分からない」「三田氏に繰り返しの時間稼ぎの発言が不信感となっている事を指摘」
会長：続いて土地収用法がある。1-3条・71-72条・81条が大きく関係している。今まで何度も交渉で出している
ので栗田課長何故だしたか分かるね。「栗田：なんとというか71-72条は土地価格の」勉強して来ていないね。
3カ月間時間を与えているが、それを残念だという。法律などルールの話をして環境省の勝手な話をするだけ
だから、勉強もしてきていない。交渉責任者として恥ずかしいことだ。「栗田：我々4人で・・・」4人でない。
各々が代表なので責任を分散させる話はよくない。誰か答えられるか。「栗田：4人で対応だ」

「資料 2P 土地の使用補償 要綱 19 条・基準 24 条」

会長：資料2P 要綱・基準、憲法29条に続き31条は環境省の手続きに瑕疵があるから出した。要綱等と憲法・
土地収用法の一体性「連動性」で前回栗田課長は小澤道一の逐条解説も承知だった。「栗田：全ては分から
ない」逃げ道を作るな。読んだことはあるが全てを承知していないでよいか「栗田：すみません、その通り」
(要綱解説本を横山氏と見る)三田氏も解説書を持参してほしかった。「三田：大丈夫」その交渉姿勢が悪い。
会長：資料 P2の要綱19条と構成要件を読み上げ説明し、これは初歩中の初歩で大原則だね。「栗田：はい」
悪原氏「一定の期間」はなにか。「悪原：短期・中期・長期だ」その通り。「*まるで初心者向け勉強会」36:26
会長：前回栗田氏に憲法 29 条 3 項、土地収用法、要綱・基準は一体の何度もの問いに答えなかった。
今回は確認済みのはず。再度一体でよいか。

栗田：それは土地収用法、要綱基準であれ憲法 29 条 3 項に準拠している基にしている。「会長：認めた」

「資料 3P 要綱外の地上権の正常価格と環境省内規基準は憲法・土地収用法・要綱・基準違反」

会長：資料 3P で要綱解説 P17 に「憲法 29 条 3 項に則った補償の原則に基づいて…整理統一した」と書い
てある通り、栗田課長も一体と認めた内容が記載されている。土地収用法 3・71・72・81 条に基づくが、先程三
田氏から事業前提が違うとでた。環境省の H28 年 4 月 5 日の回答書(土地補償価格)に要綱解説と同じく、
「事業や事業目的の違いによって要綱の異なる取り扱いは出来ない」「各事業者が要綱の適切な実施を行う」
と明記してある。環境省の主張と違い要綱を守れと書いてある。

会長：収用法 3 条は異なる事業「50 以上の事業」を記載している。仮置き場、仮設焼却場も中間貯蔵も同法
3 条 27 号の 2 で同じ事業だ。三田氏の説明とは違う。環境省の主張は憲法 29 条 3 項を上回るのか。

事業、事業前提が違っても収用法 3 条要綱 19 条に基づいた補償であるべきだ。栗田課長如何か。

今回事業主体は同じ環境省だからより狭まってくる。事業目的は大学の先生等の専門家は同じと捉えている。
それは、単なる一時置き場(短期-長期)である。選択ができる主張は後でやるが、環境省自体は事業が違っ
ても同じだと言っている。「*H28 年 4 月 5 日環境省回答書に記載」

栗田：あのう、憲法 29 条 3 項は正当な補償を謳っている条文だ。中間貯蔵は地上権の使用だ。

会長：三田氏の先程と同じ説明は不要だ。

栗田：なので、それぞれが正当な補償だ。「*それぞれ正当な補償ならばなぜ不公平な補償になるのか」

会長：共に正当な補償であれだけの不公平な補償にはならない。仮置き場等は要綱 19 条を適用し中間貯
蔵は同条にないものでやっている。

栗田：中間貯蔵も要綱に則っている。

会長：則っていない。要綱は地代だ。「*後でやるが多い。」論理が滅茶苦茶。環境省回答書の個々に事業
目的や事業主体の違いと書いてあり、皆さんがこれから外れたことを言っているのだ。1つ1つ詰める。

事業が違っても同じだ。「環境省：無言」鉄道でも中間貯蔵でも同じ取り扱いだ。だから基本中の基本初歩中

の初歩の大原則を曲げているから皆さんの理屈は通らない。「環境省：……無言」

会長：要綱 19 条は地表で 20 条は空間又は地下限定で 20 条の 2 は例外規定だ。原則規定を使わない。

地表の規定があるのに何故 20 条を使うのか。「環境省：無言」主語(例：男女等)が違う規定をなぜ使うのか。

三田：中間貯蔵の事業前提を考えると文字通り当てはめるのは、ちょっと難しいので直轄基準を作り使用した。

会長：環境省が要綱は認めている。収用法と要綱に基づいて話してほしい。

三田：H28 年 4 月 5 日の回答文書は常磐道の価格を採用するかどうかの・・・。「会長：ずれた話だ」

会長：事業・事業主体が違っても同じくやると書いてあるのだ。常磐自動車道路の事例採用は不動産鑑定評価基準の話で今は要綱の話をしている。何回聞いても説明できないのは分かった。事業目的が違っても全て同じだ。大学の先生も説明できないと言っている。日本語として主語が違うのに何故使えるのか。

環境省：回答無し。「* 事業主体・目的・前提が違っても全て同じ事を要綱・収用法から何度も説明済」

「資料 4P 地上権設定対価は公平・公正で適正は間違い」

会長：環境省は総合的・特殊性・事業(前提)が違う。「資料 4P の説明」

三田氏の総合的の説明はこれと合っていない。特殊性は選択をさせていることか。

三田：選択をさせていることが 1 つ。「* 土地使用補償の原則からずれ、選択以外のその他も確認の要あり」

会長：基本は話し合いであり、環境省は上から目線で選択肢を示したと言っているが、土地使用補償「永久の売買は別」では、事業者が買取申し入れに地権者が一定の使用期間だから貸すならいいと言ったら、賃貸借で決まる。これは話し合いだ。異論反論はあるか。

三田：……無言。(異論・反論無し)52:00

会長：選択肢を示していることがいかにも特殊性のような話をしている。「* 次回も事例(空港・東電等)で糺す」何の勉強(確認)もしていないではないか。選択の機会を与えているのはどの事業でも同じだ。福岡空港と東電もいわき市でも一定の期間の使用は売買と賃貸がある。だから、論理的に間違っている。栗田課長如何か。

栗田：土地収用法で言う使用か収用法が最終的に考えられると先ほど言ったが、それからすると公共事業で恒久的に取得する処は収用法で、・・「会長：土地の使用について聞いたのだ。恒久で買取は当たり前」あとう、空港や東電の話があったが、そこで買取と使用があると言ったので通常ならそこは混在しない。

会長：通常で混在している。事業主体がそうしたくないという気持ちはある。(土地使用補償では) 1 つの処に混在していたらいやだ。だから、借りるなら借りたいのだ。同じ場所では買うのなら買いたい。栗田課長の話はそうしたくないのが、通常ではそうなっている話と混在した話だ。(大原則は土地使用補償に売買はないことだ)だから、日本語としても事実としても間違いの話だ。だから事業が違うからの環境省説明は破綻している。

自分達の回答書でも認めているし、土地収用法 3 条からも間違い。帰ってから確認してほしい。

会長：次に選択を与えているという点だが、地上権でも要綱 19 条は地代なので、選択を与えているのが特殊性だとしている点が間違いだ。根本的な要綱の原則から間違えている。そこを認めることが必要だ。

19 条が短期だけだから内規基準の空間等の規定に土地の長期の補償を入れた間違いと同じだ。

資料 P4➡の三田氏の説明記載内容の間違いを認めることが必要だ。「* 次回も糺す」

会長：特殊性の 1 つと言ったが他に何があるか。事業の違いも選択も間違いだが他に何があるか。

総合的と特殊性でそれぞれ追加することがあるか。

三田：説明はその通りだが、「最長 30 年間一括で土地を借りる」と言った。「* 同じ説明の繰り返し」

会長：また同じ説明だから、そこまでいい。30 年間は 19 条の長期で一定の期間でさつき確認した通り。

先程認めたばかりでないか。要綱 19 条の土地の使用補償は地上権も 30 年も同じだ。最長 30 年も間違い。

他には何があるか。

三田:いや、我々は・・・。

会長:聞いた事にまず答えてから自分の意見を言って、20年も30年も50年も長期だが違うか。

三田:19条は・・。「*出席者全員が質問に答えない。ポロが出ることを防ぐための環境省交渉方針？」

会長:選択・最長30年・事業が違う他に何があるか。

三田:その通り。「会長:他にないという事だね」ないという事ではない。「会長:他には」他に出はなくて今説明した中で「会長:今言った3つね」はい。

会長:そうすると、総合的とある。資料P4のABCDが全て要綱19条に該当しているではないか。だから先程の特殊性と同じく総合的も論理的に破綻している。「*次回も糾す」

会長:公平・公正でそこから外れると言ったね。「三田:はい」仮置き場等と中間貯蔵は比較できないと。だが、(掲示板の比較表を指して)あの表の通り比較できているではないか。

三田:我々の話は「事業として比較はできない」ことを言っている。「会長:要綱上破綻しているね」1:00:28

会長:それは環境省が土地価格より低い地上権の正常価格を補償として勝手に決めたから土地価格より上がれないと言っているだけだ。基準細則11でも田圃等は利回りが6%なので17年継続すれば102%になる。

栗田:そのとおり。

会長:土地価格より超えるではないか。誰が小学生でもわかる話だ。なぜ、土地価格を超えられないのか。要綱も土地収用法も認めている。土地価格と土地使用価格は比較するものではないからだ。

マンションの事例で言うと2000万円の分譲マンションの隣に月10万円の賃貸マンションがある。

賃貸マンション17年で分譲マンションの価格を超える。世の中の市場価格でも同じだ。

世の中の地代累計が土地価格を超えているのは多くある。だから環境省は誤りだ。地上権の正常価格を補償したので、土地価格を超えることが出来ないと決めたのでこの様な間違いの補償となっている。

栗田:(環境省の中間貯蔵施設の)地上権価格は土地使用補償だ。「*回答になっていない」

会長:だったら、仮置き場と中間貯蔵の共に土地使用補償であり比較はできるではないか!

(このような)土地使用補償と土地使用補償が比較できない公共事業はない。「*故に環境省主張は誤り」

栗田:土地使用補償・・・・・・。

会長:H30年10月2日環境省回答書の「類を見ない」もやったことがないものだからそうなる。

環境省は中間貯蔵の土地価格と土地使用補償価格を比較しているが、土地使用補償は土地使用補償との比較するものだ。栗田課長102%で公共事業を超えるね。他の事業でも超える事業があるね。

栗田:そういった形で、土地価格を超える土地使用補償があることを承知していない。

会長:だから、以前までの交渉で事例を教えているではないか。忘れたのか。

栗田:先程話したように「通常の公共事業」であれば、「取得なのか使用なのかを決める」それは・・・・。

会長:中間貯蔵も土地収用法3条の通常の公共事業ではないか。(特別立法でもない)通常ではないか。

栗田:中間貯蔵施設は特殊性と言う言葉で説明している。

会長:特殊性は選択を与えているだけのことではないか。

栗田:そこで、取得なのか使用なのかをきめるので、そこは特殊性だ。「*使用補償に取得を先行し加えた？」

会長:それは特殊性でないと説明したばかりだ。

栗田:それは会長が言ったことだ。

会長:私は日本全国でそうなっている事例を説明した。だから環境省は初歩中の初歩、基本中の基本を曲げ

ているから今(最初)の話になる。だから、環境省の主張に自信があるのならば、当会は国交省・大学の先生等の処に行つて、公明正大にマスコミ公開の場で団体交渉をやろうと申し入れている。

これは個人情報でなく基本的な補償の要綱等の話なので環境省にとっても問題ないではないか。

環境省主張の特殊性が選択を示しているだけだという事は分かった。

「地上権契約 5 年間で同じ補償額の不公平・5 年間経過でその間に仮置き場補償累計は 94.5 万円」

会長：2015 年に地上権で契約した人と 2020 年に契約した人が同じ土地の使用補償は不公平ではないか。

仮置き場では 5 年間で地代累計が 94 万円になっている。環境省は地権者を全て特定できないのを 5 年間同じ補償の理由にあげているが、契約期間で土地の使用補償額は決めることに反している。

栗田：環境省としてはこういう取り扱いをするのが公平だと考えている。

会長：公平でなくてもよいという考えだ。

栗田：これが公平を保つ為の手法だ。

会長：何と何の公平か。売却者と貸した人の公平を保つという事か。土地使用補償は期間で決めるのだ。

三田：栗田は初期に契約した人と物権調査したが、環境省が金額提示を出来なくて、4年から5年位か要した方の公平を考えるべきで 5 年据え置いたとの説明だ。

会長：それは何度も聞いている。私は、土地使用で 5 年間同じなのはおかしいではないかと聞いている。

私が都内集会で話した時聞いていた方々はそんなおかしい話はないと言っていた。

私の話を聞いた方々は常識でおかしいと感じたのだ。

栗田：当時の判断として、……。

会長：当時でなく今はあなた方である。

栗田：今年度まで同じだが、来年度から下げるので……。

会長：最初の契約者と 5 年後の契約者で不公平ではないかと聞いているのだ！

三田：最初、栗田が話した通り、5 年後契約した……。

会長：掲示板に張った棒グラフの表で説明する「環境省は最初の年の契約でも 2 年後でも 5 年経つての契約も補償額は同じだとの説明だが、地上権でも賃借でも同じで理屈が成り立っていない」。

栗田：公平……。

会長：誰と誰の公平か。収用裁決では 6 カ月なら 1 年の賃料の 2 分の 1 だ。仮置き場と仮設焼却場の土地使用補償は田・年 189000 円で年の途中契約の場合は日割り・月割りになっている。

栗田：そういう考え方は当然あるかと思う。「* 中間貯蔵施設は特殊で例外との主張」

会長：それが裁判例や収用裁決例だ。

栗田：個々の事業としては、地権者の協力を得るために……。

会長：それは皆さんの職務怠慢だ。地権者数が多いので金額の提示が出来ないは、最初に契約した人と後で契約した人の不公平を環境省の怠慢で説明できる話ではない。それは地権者を馬鹿にしている。

栗田：そういった条件で、補償率を下げるかと言うと、それは公平感がない。これからは下げる。「* 意味不明」

会長：環境省が地上権を 4 月から下げるのはそろそろ契約する人がいなくなってきたからだ。

栗田：十分そこは現在の補償額が今年度いっぱいという説明をしているのは、2 年前に 31 年度末まで価格を据え置きその後は下げると公表した。

会長：環境省の理屈が立たないことはよく分った。

会長：続いて資料 P4 の「期間の概念がない」について、先日三田氏と電話で話したが信号機の色の概念と

同じだと説明したことを忘れていた。1:15:17 要綱解説書の「一定の期間の使用」の内訳で同資料に「短期と中期・長期」と書いてある。環境省は勝手に造語を作ったのだ。「一定の期間の使用と期間の概念がないのは同じ」と環境省から(何度も)確認済みだが、(期間の概念がないは)日本語として間違っているのだ。

三田:会長が言っているのは……。

会長:私は日本語として間違っていると言っている。時間の概念がない仏教でいう空の世界だ。

三田:決められた時間の概念が(ないという事だ)。

会長:決められたとは書いていない。書いている事で説明しているのだから、帰って環境省内の言葉でなく専門家に確認してほしい。間違っていることを認めるか。「*次回一定の期間から確認する」

三田:期間の概念がないというのは、正にこの条文を解釈する時に「期間の概念が入っていないという意味」である。「会長:この条文とは?」要綱 19 条(基準 24 条)のことだ。「*意味不明」

会長:だから(短中長)と入っているはでないか。三田氏の日本語はおかしくなっている。

よいか、一定の期間で、それは短中長で期間の概念が入っているではないか。

それでは、信号機で赤・青・黄色とあるのに「色の概念がない」は正しいのか。

三田:信号機は赤青黄色ある。「会長:日本語をちゃんと聞いて」はい、「会長:色の概念がないのは正しいのか」正しくない。「会長:正しくないね。同じではないか。」それに区別はない。「会長:区別がないとは書いていない。その後更に独自の解釈を付けている。日本語として解釈する話だ。期間の概念を繰り返し説明」

会長:文章で書くなら(一定の期間として)短期中期長期の期間の概念があるがと書くべきである。日本語として間違った書き方になっている。だから、文章がみんなおかしくなっている。期間の概念はあるのだ!

栗田課長、信号機の色の概念があるのは三田さんも認めた通りだね。

栗田:(小さい声で)はい。

会長:だから、信号機の色の概念があるのと期間の概念があるとしたら何が違うのか。

「ない」は誤りではないか。だから正しい文章で出し直してと申し入れているのだ。

環境省:……暫く無言。1:20:32「*今回は初めに糾す」

会長:どうして要綱 20 条(に追加)なのか? 答えられるか? 日本語として期間の概念がないは間違えている。

三田:なので、条文の解釈で期間の概念がない(と解釈している)

会長:条文の解釈でなく日本語の間違いの話をしている。

三田:もちろん、……。

会長:日本語の話だ、(繰り返し説明し)正しい日本語でこの条文をどう解釈するかだ。ここが欠落している。

会長:一定の期間は短期中期長期と言うことで期間の概念がある。環境省は 19 条を短期だけと言い続けた解釈を基に「空間地下限定規定」20 条の一括払いを適用した。19 条は原則規定で地代の年払いなのに。

「*内規基準で空間等限定規定に土地の長期に係る使用補償を加えた根拠と具体的な内容?」

「(環境省は)選択を与えたと言っているが、不利な条件で与えた」し、もともと地代年払いで選択などない。

仮に一括払いなどの希望者がいたら、それに環境省が応じる形であり(要綱の解釈から)全く逆ではないか。

「*19 条は使用補償だけで買取りを優先しているのが誤りで、更に選択肢を与えたと上から目線の論外な考えを適正と主張している」それに物権の地上権の正常価格の補償にしたので辻褄が合わなくなった。

会長:環境省は支払いだけ(後付けの内規基準)でも 20 条に付けたとのことだが間違えている。

19 条は一定の期間であるので長期も対象であり、19 条を適用することであり内規直轄基準も間違えている。

栗田:環境省の直轄基準は決して間違いとは思っていない。要綱に則った考えの中で行っている。

あのうそういう意味では、全ての公共事業を網羅できる要綱はなかなか難しい。「*要綱趣旨に反する！」
会長：全てではなく土地収用法 3 条だ。「*要綱対象外は解説本に日米地位協定と記載それでもその趣旨からいずれとあり、現状は要綱 19 条土地補償地代を 40 年以上継続中」中間貯蔵は当たり前の公共事業だ。

栗田：事業としてはそうだ。

会長：そうだ。当たり前の普通の公共事業だ。ただ、原因が原発事故という特殊性があるだけだ。

その当たり前の公共事業で環境省が勝手に解釈を捻じ曲げて土地の使用補償を作っているから今のような話になってしまう。

環境省：……暫く無言。

会長：内規直轄基準は本省が決めたから、間違いとは皆さんは言えないが理屈は成り立たっていない。

三田：一応環境省としては……。1:26:32

会長：国交省や大学の先生等と一緒に判断して頂こう。栗田さん、三田さん、環境省主張が正しいと思っている。「兩人：はい」じゃあ、一緒に行きましょう。小澤道一先生の処でもいい。国交省の方にも入って貰い話を聞いていただこう。正しいと思っているのだから公明正大にやろう。

栗田：当方は必要がないと思う。当会：「全員(笑)」

会長：当然正しいと思っているのなら恥ずかしくないし問題ないではないか。掲示板の表や双方の主張聞いてもらい世間一般がどう思うか聞いて頂ければいいのではないか。

専門家には法律上(や要綱・基準上)どうか。世間(国民)には常識として見てもらう。

顧問：どちらが正しいか聞いてもらいましょう。それが一番の近道ではないか栗田課長。

栗田：あのう、我々は皆さんに説明するのが……。顧問：また逃げる」

会長：提案したので、やりましょう。

栗田：必要ないと回答した。

会長：こちらは提案したので、室石所長に話をして回答頂きたい。正しいとの主張だから堂々とやりましょう。

三田：すみません、説明会は説明会でありますけれど、此方の「協議」はクローズでやらせて頂いている。

会長：環境省は個別交渉も個別協議と言っているので環境省内部での呼称を此方は口出せないが、この場では団体交渉と言ってほしい。環境省独自の言葉は使わないで頂きたい。

顧問：国交省に行き専門家に入って頂く事で、何か都合悪いことあるのか。

三田：いや、都合が悪いではなくて、地権者会との協議、団体交渉で……。

顧問：環境省の皆さんではまったく前に進まないのだから、提案しているだけだ。

会長：正しいならいいでしょう。でも日本語でも要綱でも掲示板から見ても環境省の主張は間違っている。

会長：続いて要綱 20 条の 2「基準 25 条の 2」の土地価格を超えることが出来ない。1:30:59 資料 P4 の続きで、先程土地価格と土地補償の価格は比較できないとする環境省の説明は、当方でマンションの価格と賃貸マンションの価格を比較して超えられない、比較できないとした間違った説明と同じだと指摘した。

栗田課長、これも今まで何度も話しているので土地収用法何条との関連が分かりますね。

栗田：すみません、(分かりません)「会長：三田さんは分かりますか」

三田：73 条です。

会長：違います。何度も話しているし、顧問の言う通り皆さんの勉強会でなくて、後で、自分達で確認して頂きたい。勉強(確認も)して来ていないことがよく分かりました。

会長：環境省主張の要綱 20 条の 2 は土地収用法と違反して整合性が取れていない。これは H14 年に追加

した規定で原理原則は 19 条である。なぜ、例外規定を先ず適用するのか。「* 次回再度確認」

環境省：・・・無言。「会長：繰り返す同じ質問」

三田：そういった意味で原則規定と例外規定の双方を・・・。

会長：さらに言えば主語(地表使用)が明確な規定をなぜ使わないのか。

三田：両方の規定の趣旨を勘案して・・・。

会長：勘案した理由は先程の話ではないか。総合的と特殊性ではないか。

三田：そう。

会長：個別に見てみたら、個々に間違えているではないか。

三田：中間貯蔵施設の事業が最長 30 年安定的に土地を取得する必要がある。「会長：間違いだ」我々の考えは同じである。

会長：先程、私が、個別に因数分解して説明した話を聞いていなかったのではないか。

三田：・・・無言。1:33:34

会長：再度説明し、大学の先生等専門家は環境省の公共事業を行う資質に疑問符を出している。皆さんは交渉責任者だと言っており、今日は回答が聞けると思っていたがその回答が今日もない。25 条の 2 の例外規定をなぜ最初に出すのか。環境省主張の中間貯蔵の土地使用補償は土地価格を超えることが出来ないは地上権の正常価格にしているから、これでは土地価格を超えられないのは当たり前ではないか。土地価格が 100%としたらその下になるのは当然ではないか。それを環境省は 20 条の 2 でこじつけしているだけだ。

三田：こじつけとは考えてはいないが、・・・。

会長：こじつけだ。何故原則規定を使わないのかと聞いたら、先程の総合的と特殊事情の回答ではないか。

千日手では誤魔化されない。だから、専門家の処に行こうと言っている。栗田課長持ち帰ってほしい。

栗田：その発言があった事は伝える。私はこの場で説明する立場だ。そこは必要ない。

会長：要綱 19 条は短期だけを国交省に行って確認したら、変えたのは事実ではないか。

三田：それは事実だ。

会長：だから、環境省では直す自助能力がないので行こうと言っている。基本中の基本の一定の期間を短期だけだと主張したのだから、それも自助能力がなかったのも同じようにして、と言っている。

環境省として要綱 19 条の基本中の基本初歩中の初歩を間違えていたことを、当会から具体的且つ丁寧に指摘されても決して環境省自らは直さなかった事実を踏まえて申し入れているのだ。

会長：今回の日本語の間違いなどこれ以上に明らかではないか。だから行こうと言っている。

栗田：何度も同じ回答になる。

会長：それは、環境省としていけない理由があるのだね。環境省は正しくない分かっているから、行くと間違えていると言われるから行きたくないのだ。

栗田：我々は皆さんに環境省の考えを説明するという立場だ。

会長：環境省として間違えた説明をしているから掲示板の資料等で説明しているのだ。「* 継続して糾す」

「資料 P5 不公平な補償」

会長：仮置き場と比較できない・するものではないと言うが、前の交渉責任者は金額だけ比較したら公平ではないと回答している。土地価格を超えることが出来ないと説明しているが、仮置き場は土地価格を超えているではないか。「* 事実を一つ一つ詰めていく・環境省は P4 迄認めているのでこの前を確認する」

栗田：何度も同じことをと言われるかもしれないが、中間貯蔵施設としては地上権の(価格が適正補償だ。)

会長：仮置き場は土地価格を超えているのに。

栗田：何がと言われたので私はそう答えている。「会長：答えになっていない」

会長：環境省事業で初めから5年・7年計画の事業になっている処は初めの計画段階から土地価格を超えている。「*要綱は6%×17年で102%を認めていることを環境省と確認済み」間違いである。

会長：金額だけ比較したら公平ではないとの回答だ。事業(事業前提)・場所等様々なものが違う。その他は。

栗田：先ほど言ったように使用という形態も、なんとというか、地上権であるのと買取りとがあり、そこは使用の形態が違う。

会長：こちらが示した資料を見ておかしいと思わないか。日本語がおかしくなっている。

栗田：他に何かあるかと聞かれたのでそう答えた。

会長：聞き方を変える。様々のものは何かがあるか。日本語で様々はいっぱいという事だ。

栗田：……無言。

三田：基本的には事業前提・時間場所が違う。「会長：同じ回答でなくそれ以外だ」あのう回答として例示として、「会長：同じ説明になるのか」同じです。

会長：三田さん、その回答は日本語としておかしい。それ以外の様々を聞いているのだ。事業と場所を最初に書いている。1:40:50 繰り返し説明。栗田課長、日本語(の質問に対する)回答をお願いします。

栗田：……。無言。「会長：何度も確認しているが答えられないね。」

三田：栗田が……。

会長：先程の説明回答以外で、様々は何か？ちゃんと質問を聞いて！「繰り返し同じ質問」

栗田・三田：……無言。「会長：環境省の事業における要綱の考えはその程度だ」……無言。

会長：次に金額だけ比較したら公平ではないと認めている。なので、様々な要件を聞いていたが回答がない。

栗田・三田：……無言。

会長：P4 に書いてある*金額(補償額)以外は、なんで比較するのか。栗田課長も前任者達も認めている。

栗田：あのう、そこは、また先程らいと言われるが当然買収と地上権等の選択肢を選んで頂くということ。

会長：他でも事例を示した様に選択肢を示しているのがあるではないか。特殊性でも総合的でもおかしい。(環境省は)これも答えられないのがよく分かった。

「4月からの地上権補償額」

会長：田圃の場合69.6万か70万円になるのか。

栗田：(計算して来ない)「会長：失礼だ(地権者に寄り添っていない)」あのう、それぞれの土地価格なので……。

会長：(笑)今までも標準価格で提示しているではないか。田圃は土地価格120万×70%=地上権は84万円！

これは何度もお互いに出し合っているではないか。皆さんが事前準備もやっていないのもよく分かりました。

120万×58%=69.6万円になる。そのくらいは(公表した数字であるので)確認してくるべきではないか。

それさえ確認して来ないで、用地交渉責任者だという神経が理解できない。

栗田・三田：……無言。「会長：次に行く」

横山：(横山課長は主体(応援者)でないので栗田・三田氏に遠慮している)69.6万円だが、m²単位計算で端数切捨てなので69万円となる。「会長：了解*交渉最後に69万円と訂正」

「資料P5・6不公平な補償」

会長：掲示板で示した様に仮置き場4年半で中間貯蔵施設30年の地上権価格を超え、6年半で土地価格を超えているので、環境省は言っていることが無茶苦茶ではないか。皆さんはおかしくないとやっているの、国

交省や専門家の処に行きましようとし入れたのだ。

栗田・三田：・・・無言。「会長：資料7に行くが、栗田課長よいか」栗田：どうぞ。

「資料 P7：地上権の正常価格手続き上のウソ・矛盾・間違い」

会長：同 P 真ん中＊2014年(H26年)の地権者説明会時に環境省配布資料に「不動産鑑定士の鑑定評価額等を踏まえて算定」と書いてあるがこの時点では不動産鑑定評価書の提出を受けていなく5か月後に日本不動産研究所から提出を受けている。栗田課長は業務途中だからなくてもよいと回答している。

1:47:12また、地上権の正常価格の研究所への変更契約記載は鑑定評価書提出を受けた翌月で後出しジャンケンでもおかしくないと言っている。H26年度の同依頼額は税金で7236万円「情報開示請求で確認」である。H25年度も依頼額は別途当然支払っている。すべて税金である。「栗田：そうだ」

会長：研究所の H25年度末報告書(その2)は要綱に基づき地代「一括払い環境省指示」だが一括払いの%で70%が出ている。この報告書(その2)は地代一括払い70%の検証が出来ない「土地価格・割り戻し率・永久効用合計(土地価格)の記載がなく、利回りだけの記載である」ので本省参事官補佐齊藤氏もこの報告書は書類として完全ではないと認めている。

栗田：承知している。「会長：内容を説明して」前日も言ったが調査報告書があることは事実である。

会長：(まるで)幼稚園生の回答だ。

栗田：会長が同書類は不備だと指摘なので、環境省としてはこの調査報告書としては提出を受けている。

会長：不備とは思わないか。

栗田：(子声で聞き取れないので再度回答を求めた)報告書(その2)としての成果品だと思っている。

会長：私は環境省として地代が70%と書いてある内容が確認し検証できるものかと聞いている。

逃げるような回答ではいけない。

栗田：常々言っているように不備かと言われると、「これが成果品である」となる。「会員全員：笑う」

会長：成果品かと聞いていない。呆れてしまう。「三田：不備ではない」いま、日本語がおかしい栗田課長に聞いている。「再度質問前述_____」70%を確認できるか。

栗田：それが結果だと思ふ。「会員全員：笑」

会長：怒、何故日本語をちゃんと聞いてくれた回答をしないのか。「再度質問__」70%を確認できるか。

栗田：・・・無言。

会長：だから、此方の質問の受け取り方とその回答が日本語としておかしい(合っていない)。

栗田：・・・無言。

会長：(笑)事例でより丁寧に説明すると100円の土地で利回り5%なら年額5円と出て来るが、これは100円の記載がないから5円が出てこないと説明している。

栗田：・・・無言。

三田：それはその通りだが、「会長：何がその通りか、70%の検証が確認できない報告書だという事か」土地価格がないという事はその通りだが、

会長：そうではなく、70%がでてこない、70%の答えをこの報告書で確認できるかと聞いているのだ。

三田：その時点の我々が発注した内容で言うと問題はない。「＊要綱・鑑定評価基準から専門家は問題視」

会長：問題はある。あまりにもお粗末だ。税金で依頼した報告書が、70%の確認も正しいかの検証も出来ない報告書で環境省として問題ないという事でよいか。

三田：その当時、用地取得を念頭に置いて調査依頼を出したがその時の課題を出したもので、・・・。

会長：皆さんの日本語が通用しない「副会長：笑う」理解できない。皆さんがこれを70%の確認検証ができるかと聞いているのだ。もっと砕いて言うか「副会長：笑う」

栗田・三田：……無言。

会長：70%の確認検証が出来ないが、環境省としてはこれでいいというのが答えでよいか。

栗田：当時の報告としてはそれでいいという判断だ。「顧問：当時の報告？」当時発注者側で確認して受領している形だ。「当会：笑う」ですんで、先程三田が言った通り当時依頼をしたものだ。「会員：意味が不明」

会長：当時だろうが、今だろうが間違えているものは直さなければいけない。

顧問：今がちょうど直す時ではないのか。なぜ、それを直そうとしないのか。

会長：当時は間違いを見すごしたのだ。「*見抜けなかった？」だから、間違いを間違いのまま、不備を不備のまま受け取ったのだ。だから今顧問が指摘したように、不備な部分「土地価格・永久効用指数・割り戻し率」を出すべき(依頼者に出させる)ことが必要である。

栗田・三田：……無言。

会長：環境省今の時点で検証できていないので必要ではないか。「*依頼先には当然あるので受領すべき」当方は(環境省に協力する意味で)検証させてと申し入れている。

会長：当会はこの検証をしているが、端数の処迄正確には出来ていない。何故なら(報告書その2の当該箇所を示して)この土地価格等効用指数など正確に分からないからだ。しかし、この報告書は矛盾点が多い。だから、(研究所に確認する等して)検証が必要だと言っているのだ。研究所から貰う必要がないと言っているが、皆さんも気になるのではないか。

三田：最終的に地上権で使っている考え方ではないので、当時の報告書としてもそうだし、今の時点でも(必要ない)「*前回その報告書も含めて総合的に判断して地上権の正常価格にしたと説明したことと矛盾する」

会長：それでは、なぜ、地代の一括払いでも70%で地上権の正常価格でも70%なのか。「繰り返す」

三田：結果としてそういう数字が出た。「*検証していないから答えられない」

会長：違う、検証していないではないか。検証すると困るのか。だから検証しなければだめなのだ。

地代と地上権では根本的に数字の捉え方が違っている。研究所は作為的に出さなかったのではないか。

足し算と掛け算の話で途中がないので出してほしいと分かり易い話を言っているのだ。私の話はおかしいか？

三田：地上権の鑑定の結果とは異なるので「会長：質問に答えて」おかしいか、おかしくないかと言えば、そういった意味でおかしくはない。

会長：検証が出来なくてもおかしくないというのが環境省のレベルか。とすれば他の書類も地上権の補償も全てもいい加減でもおかしくないと言っているのと同じだ。

先程の要綱19条から不公平な補償この手続きにおいても同じだ。数字の検証済みでのおかしい回答なら分かるが、検証もしないで何故、おかしいと言えるのか。

三田：成果品としておかしくない。不備はない。

会長：検証できない書類について何故不備がないと言えるのか。

三田：(報告書その2の受領した)その時点では、用地取得で地上権が未だ選択肢に上がっていなかった段階のものだから。

会長：地代として出している(報告書)成果品なので、この書類として不備があるかどうかではないか。

三田：その時の課題を合わせて地代として検討した。

会長：地代として出している報告書がおかしいと言っているのだ。なぜそこに地上権を持ってくるの。

三田:最終的に地上権の補償に使っている考え方ではないので「*総合的に判断としている中でこの報告書もその資料の一つと三田氏は何度も回答しているので、明らかに矛盾している」

会長:この報告書受領のこの時点で地上権を検討している書類があるのか。

三田:ない。

会長:だったら、この報告書(その2)はこれで完全に検証できなければいけないのだ。当たり前の話だ。

この当たり前の話や日本語が通用しないから、国交省や専門家の先生の処に行こうと申し入れているのだ。

会長:要綱・基準では年払いなのに、この報告書その2で、環境省は何故一括払いの指示としたのか。

「*本来は年払い地代と相続人不在などでの例外的な一括払いを併用させた報告を求めるべき」

この報告書(その2)を持参してみずほ鑑定にでも一緒に行こう。2:03:22

小泉大臣から親切丁寧にやりなさいと言われていたなら、ちゃんとやって頂きたい。

会長:研究所との依頼契約書の中に書かれている両者間で行った打ち合わせ議事録はあるか。

栗田:ありません。

会長:それは環境省の行政文書管理規則に違反するのではないか。「*依頼契約書にも違反」

三田:成果物として貰っているのが全てだ。「会長:契約書見てきたか」契約書には書いてあるが、それはその都度打ち合わせをしている。

会長:貰っていなければ行政文書管理規則に環境省として作成しなければいけないと書いてあるではないか。環境省としては作成したものがあるのか。

三田:成果物を貰って取っておくという事にはなっていない。

会長:安倍政権のシュレッターと同じ話になってきたね。この件でも日本語が通用しないのは分かった。

H26年7月26日地上権を決めたが環境省の決裁書類は無い。地権者説明会迄も決裁書類は無いとのことだった。不動産鑑定評価書もない。「三田:はい」おかしい。「三田:決裁はしている」証拠はないではないか。

地上権の正常価格の決定は軽いものなのか。

会長:地権者2400人に憲法29条3項の正当な補償を説明するのに、それを決定した(地上権の正常価格を決めた)決裁書類がないのはおかしくはありませんか。

三田:最終的に説明資料の中に入れたので(おかしくない)

会長:まだ、話を聞かない。前回も内部で皆さんも前任者も「地上権が入ってきてから」報告書などを参考に決定した。2400人の地権者への冒涇ではないか。しかも(配布資料を提示して)ここに「不動産鑑定士の鑑定評価額等を踏まえて算定」と書いてある。この時点で不動産鑑定評価書があると言って書いてある。「繰返」

三田:不動産鑑定士の意見を踏まえて

会長:そうでなく(不動産)鑑定評価額と書いてある。ウソかいたのか。日本語をちゃんと聞け。皆さんの言うような「不動産鑑定士の意見を踏まえて」とは書いていない。「鑑定評価額等を踏まえて」と書いてある。

三田:内容としては同じものを我々は説明したという事で、「会長:日本語を聞け」はい。「会長:怒」

会長:「再度何度も説明」地権者に嘘をついた事ではないか!

三田:そういうつもりはない。

会長:「つもり」は聞いていない。事実の話だ。

三田:不動産鑑定士の意見内容を踏まえて説明会資料を作成した。「*作成は依頼先であり事実と反する」

会長:それではウソをついているのが分かった。

不動産鑑定評価額等を踏まえていないという事はウソを書いたという事だ。

三田:我々など「会長:我々など関係ない」環境省として「会長:関係ない」

会長:専門家も地権者もこの配布資料を見たら日本語として不動産鑑定評価書が出ていると取る。当然だ。

栗田:ですので、鑑定士のまあ、評価額を含めて意見を頂いて・・・。

会長:2400人の地権者に嘘ついたことが分かった。

栗田:そこは取り違えないようにしてほしい。

会長:取り違えているのは環境省あなた方だ。私は書いてある配布資料(の事実)を言っているのだ。

顧問:2400人の地権者は分からないからと誤魔化したのだ。

会長:そう、嘘ついたのだから問題にしていく。意見を踏まえてではない。翌年2月に不動産鑑定評価書を日本不動産研究所が提出したから、地権者説明会の時はないので嘘をついたことではないか。

三田:それで最終的に不動産鑑定評価書を取った。

会長:「最終的等」とは言っていない。(聞いていない)地権者説明会の時の話をしている。人の話を聞け。「怒」

最も前回後出しの不動産鑑定評価書の翌月契約書で地上権の正常価格を指示したこともおかしくないと回答しているね。日本語の話をしているのだ。

会長:来月こちらの報告書(その2)の検証「解析」の結果を聞くから調べてきてほしい。

栗田:必要がないと思う。「会長:逃げるのか」それが成果品なので必要ない。求める必要はない。

三田:地上権の価格の補償と地代は違う先程の繰り返し。「*要綱の同じ土地の使用補償である!」

会長:それでは別の手段にも出る。国民に訴えるなどする。

「資料P8 2.4月以降の補償3.返還の工程の明示 4.安全5.環境省説明会 6.説明会要望 7法令案」

会長:これは環境省と確認している表だ。この表の上段の5年目の処環境省が間違えている。0.19が正しい。

20年目で0%なので環境省として土地価格の変動などで修正するはずだ。

「資料P8の3.地上権契約書第12条(原状回復と返還)の協議」

会長:栗田課長、環境省からの説明をお願いします。

栗田:特にない。

会長:土地返却の具体的な工程の明示をお願いします。契約書の中で約束している事だ。

「*環境省が申し入れに答えないのであれば、環境省から言ってきた時当方が拒否した場合はどうか」

会長:仮置き場や仮設焼却場での土地返却の問題点は何か。これも何度も話として出している。

栗田:・・・無言。「会長:答えられないなら、そう答えてほしい」・・・無言。「会長:答えられないと取った」

「資料P6.クリーンセンターふたば」

会長:前回の環境省説明会でも地権者の方々から説明会開催の要望が出ている。

回答書以外の回答があるか。

三田:これは今後の(運営開始の)進め方は組合と話し合いをして進めていきたい。

会長:環境省の事業の進め方を着ているのではなく、説明会の開催の事を聞いているのだ。

三田:そういう意味では説明会をええ、まあ、説明会の要望を受けてまあ、・・・。

会長:回答が無いなら(誤魔化さないで)持って帰ってほしい。中間貯蔵施設の中に最終処分場の基本協定書を結んだのだ!常識から外れていると言っている。

三田:すみません、それについては説明会で松崎から回答した通りだ。地元と話し合っただけでそういう形にしたという事だ。「会長:何故日本語の質問をきちんと来てくれないのか。説明会開催の話をしているのだ」

会長:どうして、日本語を正確に受けとめてくれないのか。話がかみ合わず、合わないではないか。

三田：……無言。

会長：栗田課長、持って帰って頂きたい。

副会長：前回も出した。環境省は逃げているし、広域圏組合も逃げている県もで、どこでやるのか。

「資料 P4. 安心・安全の向上対策」

会長：暴走トラックの改善したものはあるか。最初は中間の外だけだったが、最近は中も酷くなってきた。

三田：中も含めてパトロールの強化を行っている。

会長：週1回を3回に増加したのか。強化はどういう形でしたのか。

三田：あのう、そういう意味で「会長：強化の中身を具体的に説明してほしい」は研修が一回り完了しているし、これまでパトロールとか、飲酒運転後のアルコールのチェックを環境省がそれを仮置き場に確認に行く等と言った事もやっている。更にできることをやって行きたいと思う。

会長：具体性が今一つ理解できない。フレコンバックが流されたのはみな見つかったか。

三田：流された90袋のうち49袋は回収されている。「会長：残り41袋は？」「検索中だ。」「会長：本当に搜索中か」搜索をやめたとは聞いていない。「会長：確認しておいてほしい」確認しておきます。「会長：確認しないで回答したという事だね。分かった。後で確認して」はい。

会長：飯館の昨年7月10日の死亡事故だが、三田さんは仮置き場だから報告しないと行ったが、すべて原発事故の除染の話で安全は広く捉えた管理をするべきではないか。しかも死亡事故である。

三田：当然マスコミに発表しているし、原因究明もしているし再発防止策もやっている。ただ中間貯蔵施設の環境安全委員会は同施設の安全の報告でありその飯館事故はしていない。

会長：浪江の仮置き場の事故は何故同委員会で報告したのか。

三田：それは中間貯蔵施設の範囲内で起こった事故であるからだ。

会長：浪江は内で飯館は外なのか。一体の事業ではないのか。

三田：飯館は仮置き場で市町村管理からの事故だが、先述の通り対応している。

「* H27年の流失事故を反省して環境省はフレコンバック流失について市町村管理分も含めて対応している」

会長：安全は範囲を狭めて対応するのではない。H27年の流失事故で環境省は反省しているではないか。

仮置き場や仮置き場の様な説明でなく、もっと広い意味で安全の管理をして頂きたい。

私は環境省がそういう考えなら、環境安全委員会にも今後報告すべきだし、福島県と両町にも働きかけをしたいと思う。繰り返すが安全管理は広く最悪を想定して行ってほしい。

「資料 P7. 除染土再利用の環境省法令案(資料省令案は誤り)」「事前依頼した環境省資料持参なし」

会長：それでは口頭で説明してほしい。1月8日から2月7日に締め切りの環境省パブコメは何件来たのか。

悪原：調べてきていない。「* パブコメ件数 2854 件問題点指摘相次ぎ法令改正は次期総称と見送り」

会長：これは汚染土を勝手に日本列島に埋めてもいいとする日本を汚染列島にする案なので賛成できない。これに対する環境省の責任の所在などは全く書いていない。なので、全国から反対意見が多く出ており私もパブコメで反対意見を環境省に出した。これは100Bqから8000Bqにあげたとき各専門家の先生が、この心配と世界の汚染土が日本に持ち込まれるリスクを懸念していたが、それが現実の法令案となった形だ。

環境省主導で全国の高速道路等に勝手に埋めるが、何か事故や問題があっても知らないという内容だ。

だから持参してほしいとお願いしたのだが、持参ないのは非常に残念だ。

顧問：まずいことが書いてあるので、持参出来ないのだ。「会長：その通り」

会長：前回は H30年10月2日の環境省回答書で地権者の考えは理解しているが、理解していないことを確認

して、同回答書に間違いがあることを確認した。

そして今日は、H29年9月6日環境省回答書の「期間の概念がない」が日本語で論理的に間違いだが、環境省はこれを説明できなかった。(一定の期間であり)信号機の色の概念があるのと同じように帰還の概念があるのにないとの説明は間違いである。

また、公平公正や(総合的・特殊性)の個別具体的な説明についても環境省は説明が出来なかった。

報告書その2についても今後当会も引き続き行っていく。

会長:地上権価格を割り戻し率6.5%でムリムリ70%を出したことも分かったし、報告書その2でムリムリに地代の一括払いで70%を研究所に環境省が出させたことも分かった。

顧問:前回前々回と兩人と交渉してもブレーキをかけられ全く前に進まない。それではどうして前に進めるかだが、第3者がいる場で団体交渉し白黒をつけることがよいので強く申し入れる。

両町のオブザーバーがいるが、あなた達みたいな低レベルの人とやっても何も前に進まない。

会長の言う通り、国交省、大学の先生、不動産鑑定士(補償コンサルタント)等を入れてやろう。

あなた達も余計な責任を負う必要はないのではないか。「*森友の文書改竄させられた財務省職員の様だ」

会長:皆さんに日本語が通用しないのは皆さんが限界に来ている事だと分かる。

顧問:結局終わってみて何も前に進んでいないではないか。会長が説明して貴方達の答えは全く意味の分からない答えであった。

副会長:本当にそうだ。労使交渉の様だ。

顧問:冒頭怒ったのは交渉の場を本省でもなく福島市でもない。何故ここになるのだ。「三田:環境省として」しかも、答えも日本語もおかしく、日本人と外国人で話しているようであった。

副会長:誰が聞いてもおかしい。同じ環境省の事業なのに事業が違うからと言う説明は誰が聞いてもおかしいと思う。土地の使用補償なら同じ金額にしなければいけないではないか。

顧問:環境省は組織で何局・何部・何課があるが、我々から見れば関係なく環境省は一つだ。環境省は環境問題だけやればよいのに土地補償迄出てきたからこのような問題となったのだ。国交省で良かったのだ。

副会長:環境省で出来ないから皆国交省から応援で来てやっている。「栗田:本件事業は」

顧問:本件事業とかそういう事ではない。貴方(貴方方)は日本語をもう少し勉強して頂きたい。

副会長:できるならば、国交省の応援を貰わずに環境省だけでやればよかつたではないか。

顧問:あなた達環境省が出来ないことを無理してやろうとするから、この様におかしな事になったのだ。

副会長:国交省からきた人は被害者だ。横山課長、栗田課長、悪原補佐も被害者だ。

「*国交省から環境省に応援できた人達は国交省と文化が違うとこぼしている」

栗田:職責を全うするだけだ。「*交渉の場で交渉相手の空気が全く読めていない!」

顧問:あなた全うしているの。(全うはしていない)

次回は第3者のいる場でやることを強く要望する。会長先程の意見書を頼む。「会長:了解」

会長:次回第41回団体交渉は国交省や大学の先生等専門家第3者を交えての交渉を強く申し入れる。

また、次回第42回の団体交渉はコロナという特殊性を踏まえ、安全と健康を総合的に判断して環境省と決めていきたいのでよろしく願います。以上で終了する。以上。

【2020年3月30日 30年中間貯蔵施設地権者会 門馬好春】